

共通商品券（しんみなと共通商品券）

申し出の方法及び払戻し方法

- ①払戻申出期間 平成23年4月20日（水）～平成23年7月20日（水）
（但し、土曜日、日曜日及び祝日を除く各日9時～17時まで）
現金の払戻しについては、下記払戻実施期間内に行います。
- ②払戻申出場所（新湊商店連合会）にて、下記【商品券払戻申込票】に必要事項をご記入願います。
【商品券払戻申込票】は、払戻申出場所（新湊商店連合会）にご用意してあります。
- ③商品券払戻申込票と持参商品券を添えて窓口（新湊商店連合会）にご提出して頂きます。
- ④払戻実施期間 平成23年8月1日（月）～平成23年9月20日（火）
（但し、金曜日、土曜日、日曜日及び祝日を除く各日10時～16時まで）
商品券払戻申込票の控えをご持参のうえ、商品券払戻申込票に記入された金額「商品券（500円）」一枚につき、額面金額を新湊商店連合会（射水商工会議所内）にて全額お支払いします。
- ⑤現金を受け取った際には、別紙【受領書】に受領印又はサインを頂戴します。
- ◎なお、新湊商店連合協同組合解散後の払戻しの事務は、新湊商店連合会が行います。
- ⑥払戻しに関するお問い合わせは、
〒934-0011 射水市本町二丁目10番35号
新湊商店連合会（射水商工会議所内）
電話0766-84-5110：FAX0766-84-5245

以上で、商品券払戻しの手続きは終了です。

商品券払戻申込票

（発行者：新湊商店連合協同組合）

平成23年 月 日

住所 _____

氏名 _____

ご連絡先 _____

500円券	枚	円
-------	---	---

◇当申込票は、払戻しを行うにあたり必要となりますので、大切に保管願います。

*新湊商店連合会記入欄

受付番号	
受付担当	



【お願い】 この商品券払戻申込票は、1部は、お客様控になりますので、2部提出願います。